

担い手強化事業の事業実施主体の募集を行います。

1. 公募の期間

平成 31 年 3 月 27 日 (水) から平成 31 年 4 月 26 日 (金)

2. 事業内容、事業実施主体、補助率

事業名	事業内容	事業実施主体	助成金等	応募様式
新技術実証 チャレンジ 支援事業 ・個別経営 ・集落営農	認定農業者や集落営農組織の経営改善が図れるよう、新技術や新品種など(※1)の導入のための実証試験に要する経費を助成します。	認定農業者、集落営農組織	当該事業に要する経費の 1/2 以内の額 (助成金上限 1,000 千円) の助成	様式 1
農業体験研修支援事業	就農・就業相談者が農業体験研修を行う場合、農作業体験者の受入、指導に要する経費を、農作業体験研修受入農家に対して助成します。ただし、農作業体験研修期間は、1 週間を単位として 1 週以上 4 週間以内。	農作業体験研修受入農家 (農業者又は農業改良普及センター所長が推薦する農業者)	当該事業に要する経費として、10 千円/週以内の額の助成	様式 2
農地集積設備導入支援事業 ・個別経営 ・集落経営	認定農業者や新規就農者等が機構から農地を借り受けて経営開始又は規模拡大するのに伴い、必要な設備(※2) (耐久性資材を含む) の整備に要する経費に対して助成します。	認定農業者、新規就農者、認定農業者となることが確実と認められる集落営農法人等	当該事業に要する経費の 1/3 以内 (助成金上限 500 千円)	様式 3
青年農業者等組織活動支援事業	青年農業者等で組織する県段階の組織が、青年農業者の経営者能力の向上等のために実施する研修会の実施等にかかる経費を助成します。	県域の青年農業者の組織又は青年農業者の育成を目的とする農業者組織	当該事業に要する経費の 1/2 以内の額 (上限 150 千円) の助成	様式 4
海外農業研修派遣支援事業	国際農業者交流協会が実施する「海外派遣農業研修」の参加者に対して経費の一部を助成します。	海外派遣農業研修に参加する者	250 千円 (定額) の助成	

※1 新技術等であるかどうかについては、当該技術の普及状況など総合的な観点から適確に判断するものとします。例えば、色彩選別機についてはすでに普及しており技術上のリスクはないものであることから、本事業の対象としないものとします。

※2 事業内容の欄の「設備」とは、トラクターなどに備え付けられた機器・装置で単独では導入効果が得られない、または単独で利用できないもの。ただし、新規就農者に限っては、補助対象 1 件につき 50 万円未満であれば、設備に限らず、機械施設も事業対象とします。

3. 応募方法等

(1) 応募申請書の提出

本事業の実施を希望される方は、公募の期間内に、管轄する農業改良普及センターに事業毎に定める応募申請書を提出してください。

【高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町】

- ・東讃農業改良普及センター 〒769-2401 さぬき市津田町津田 930-2
電話番号：0879-42-0190 担い手育成部門

【土庄町、小豆島町】

- ・小豆農業改良普及センター 〒761-4301 小豆島町池田 2519-2
電話番号：0879-75-0145 担い手育成部門

【丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町】

- ・中讃農業改良普及センター 〒765-0014 善通寺市生野本町 1-1-12
電話番号：0877-62-1022 担い手育成部門

【観音寺市、三豊市】

- ・西讃農業改良普及センター 〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田 438-1
電話番号：0875-62-3075 担い手育成部門

(2) 問合せ先

〒760-0068 高松市松島町一丁目 1 7 番 2 8 号
公益財団法人香川県農地機構 電話 087-831-3211

(3) 応募申請書の審査・通知

選定に当たっては、応募要件に該当することを確認した後、香川県農地機構に設置する「公益財団法人香川県農地機構事業運営協議会」で決定した評価基準に基づき、補助金交付候補者を選定します。

なお、提出された応募申請書については返還しないほか、当該候補者決定に関わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

また、当該補助金交付候補者となった応募者にはその旨を、それ以外の応募者にはその旨を普及センターを通じて、それぞれ通知します。